

## 健康診断は絶対に受けなければならないか？

稀にですが健康診断は絶対に受けないという従業員がおられます。会社は従業員に健診を受けさせる義務がありますが従業員が頑なに拒否する場合はどうしたらいいのでしょうか。健康経営優良法人を取得する場合は健診受診率100%が必要になるため一人が健診を受けないことが人事部の頭を悩ませることもあります。

労働安全衛生法第65条5項に労働者の健診受診義務が規定されています。必ずしも事業者の指定する健診を受ける必要はありませんがその場合自分の選んだ別の医師による健診を受ける必要があります。

再三の受診命令に関わらず健診を受けなかった教員に対し減給処分を実施しこれが違法であるか争われた判例があります

(愛知県教育委員会事件)。この事件では市立中学校の教諭が放射線暴露の危険性を理由に胸部X線検査を拒否し、3か月間給料の10分の1を減じる減給処分とされその処分の違法性を争われました。最高裁で労働安全衛生

法65条5項および結核予防法7条1項によりX線検査の受診義務があるとし、受診命令違反に対する懲戒処分を合法としました。

この最高裁判例により原則的には労働者は健康診断を受けなければならない、受診命令を拒否する場合は懲戒処分も合法ということになります。

ただし結核予防という公衆衛生的観点が発令現在においても妥当かという点や健診を受けないことが宗教等による意思決定であれば憲法第13条に抵触しないかという点は疑問に思いますがこの論点は法律の専門家諸兄に譲ります。

その他実務上重要な点はストレスチェックは労働安全衛生法第65条5項に含まれないことです。ストレスチェックを拒否する従業員に対し命令や懲戒処分を下すことはできません。

産業医 河野裕一郎

### 参考文献

労働安全衛生法第65条5項

[労働基準判例検索-全情報](#)

産業保健21 第78号 p9 おさえておきたい基本判例⑰